

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年7月25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒601-8510 京都市南区吉祥院宮の東町2番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 堀場製作所 代表取締役社長 足立 正之			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	88 台	0 台	4 台	229 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	157 台	2 台	8 台	154 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	24.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	7.3	キログラム	5.9	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、簡易点検を実施している。			
	廃棄時	当該機器のフロン管理担当者は、廃棄物担当者に当該機器を引渡す。廃棄物担当者は、第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収作業を依頼する。行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、簡易点検を実施している。異常があれば、使用を中止し、専門業者に調査修理を依頼している。			
	廃棄時	当該機器のフロン管理担当者は、廃棄物担当者に当該機器を引渡す。廃棄物担当者は、第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収作業を依頼する。行程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	今後、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品の設計を進めていく方針である。				
特記事項	エアコンディショナー年度末の保有台数に関して、空調設備保有台数棚卸実施により、前年度と比較して145台増加となっております。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。